

理容所・美容所 構造設備の概要

理容椅子 (美容セット椅子)	台	薬液消毒 ・エタノール ・次亜塩素酸ナトリウム ・煮沸 ・逆性石鹼 ・紫外線 ・蒸気 ・グルコン酸クロロヘキシジン
美容ドライヤー	台	
作業所面積	m ²	
待合室面積	m ²	
採光面積	m ²	排水管 逆臭止 その他 ()
自然換気面積	m ²	
天井高	m	蒸気消毒器 有・無
消毒済器具容器	個	動力換気装置 有・無
未消毒済器具容器	個	照度 作業面で100ルクス以上
布片入容器	個	毛髪箱 個
外傷救急箱	有・無	汚物箱 個
紫外線消毒器	有・無	給湯が可能な洗髪設備 有・無

構造設備等基準

床及び腰板には、コンクリート、タイル、リリウム又は板等不浸透性材料を使用すること。

洗場は流水装置とすること。

蓋付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

作業所は、一定の区画を設け、居室と区分されていること。

作業所の床面積は、理容椅子（セット用椅子）2脚までは、9.9 m²以上とすること。

理容(美容)椅子1脚を増やすごとに3.3 m²以上を加えた広さとすること。

待合所の床面積は、3.3 m²以上とし、作業所と区分して設けること。

外傷に対する応急措置に必要な薬品等を作業所内に常備すること。

作業所には、給湯が可能な洗髪設備を設けること。

理(美)容師である従事者の数が常時2人以上である理(美)容所の開設者は、管理理(美)容師を置くこと。

喫煙、飲食しながら作業しないこと。

爪は、短くし、作業着手前に手指を洗剤で洗浄すること。

清潔な作業衣を着用し、顔面処置の際は、清潔なマスクを使用すること。

作業所内には、犬、猫等の動物を入れないこと。